

# 相談増！インボイス制度は中止せよ！

今年の10月からインボイス制度が実施されようとする中、尾北民商にも「取引先からインボイスに関する問い合わせが来た。どうしたらいいか」との相談が増えています。

## もしインボイス制度が始まってしまったら

○すでに消費税課税業者である場合

仕入れ・外注先にインボイス登録の確認を行なう必要があります。インボイスを登録しないという取引先とは、どうしていくのかを話し合うことが求められます。

○免税事業者の場合

売上先が一般客と消費税簡易課税を選択している業者だけなら、インボイスは必要



ありませんが、そうでなければ登録して消費税課税業者にならないと、取引先の納付する消費税が増えてしまいます。

インボイスの登録をすると、毎年3月に消費税を申告・納付することになります。

年売上が1千万円に満たない免税業者や、仕入・外注先が免税業者の業者にとっては、営業と生活にかかわる大問題です。

民商は、今年10月からの消費税インボイス制度の施行を中止するよう訴え運動しています。署名運動にもご協力ください。

**尾北民商ニュース**

2023年  
4月10日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

「簡易課税だから仕入・外注先に無理を言わずに済んでいる。

でも、いずれ簡易制度は縮小されるかも知れない。不安だ」



「インボイス制度が始まってしまえば選択の余地がない。一人親方だから登録しなければ仕事を得られなくなる」

「飲食店だけと領収書を欲しいというお客は一割ぐらい。でもインボイスなしだと忘・新年会の大口を失うことになる」



## 尾北地域で頑張る業者さん！

株式会社 技建吉祥(ギケンキッショウ) 岡地さん

江南市飛高町で大工工事業を営んでいます。



大切な仕事道具



晴天！ 建て方日和

# 労働保険の年度更新手続きをご案内します

労働保険年度更新手続きの時期になりました。会員の皆様には昨年と同様に更新事務にご協力をお願いします。

書類の提出期限は4月21日(金)です。一人の遅れが全体に影響するので期日厳守でお願いします。

また、ご自分で記入できない方、不明な点がある方のため、右の日程で年度更新手続き相談を行ないます。不明な点は早めにご連絡ください。

とき 4月20日(木)、21日(金)  
午前10時~12時、午後1時~4時

ところ 尾北民商事務所 2階



持参する物 各種提出書類、賃金台帳、  
〈令和4年4月1日~令和5年3月31日〉の  
元請工事の分かるもの、会社ゴム印、印鑑。

# 支部・班の配達集金に、ご協力をお願いします